

2026 年度 鎌倉市子どもひろば(アフタースクール)

参加手続き案内

アフタースクールとは、放課後に小学校から直接「放課後子どもひろば(以下「子どもひろば」といいます。)」へ来所し、施設のプレイルームや図書スペースのほか、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊んだり、様々な活動体験(プログラム)に参加したりすることができる、小学生を対象とした事業の名称です。アフタースクールに参加するには、活動場所となる各施設の「子どもひろば」への利用登録が必要です。

1 アフタースクールについて

(1) 子どもひろば利用登録要件 (次のいずれかに該当することが必要です。)

ア 当該小学校の1年生～6年生

イ 当該小学校区に居住している1年生～6年生

例:ア 深沢小学校に通学している児童は、放課後かまくらっ子ふかさわの子どもひろばを利用可能。

例:イ 関谷小学校区に居住し、私立小に通学している児童は、放課後かまくらっ子せきやの子どもひろばを利用可能。

*子どもの家に入所している場合は、子どもひろばへの利用登録は不要です。



(2) 利用時間

アフタースクールは、月曜日～土曜日に参加可能です。

学校開校日 月～金曜	放課後 ～17:00 (4月～9月) ～16:30 (10月～3月)
学校休校日 月～土曜	8:30～17:00 (4月～9月) ～16:30 (10月～3月)

*学校休校日とは、土曜日、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

*インフルエンザ等による学級閉鎖の対象になった学級の児童は利用できません。

(「6 子どもの家臨時利用の申請について」を併せてご覧ください。)

*気象警報等が発令された際には、閉所又は利用時間を変更することがあります。また、お子様の帰り道の安全確保のため、保護者又は保護者に代る方のお迎えをお願いします。

*学校開校日は、学校から直接来所することとし、一度帰宅してからの利用はできません。

*アフタースクールへの参加中(土曜日も含む)は、自由な外出はできません。

(3) 休所日

ア 日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

イ 小学校の臨時休校時(学校開校期間中)

ウ 台風等による警報発令時(土曜日・長期休暇期間中)

エ その他市長が認めた日

(4) 利用料金

利用料金は無料ですが、保険料(年間500円)と参加するプログラムによっては実費を徴収いたします

2 利用登録申請手続き (※子どもの家の入所児童は手続き不要です。)

(1) 利用登録申請の受付について *年度毎に申請が必要です。

次の表のとおり申請書類を提出してください。(郵送不可)

受付期間	2025年11月1日(土)～受付開始 ※ 利用開始希望日の10営業日(土日祝除く)前まで (例)2026年4月1日申請の場合、利用開始日は4月15日からになります。
受付時間	平日 10:00～18:00 土曜日:10:00～17:00 ※ 日曜・祝日・平日の12:00～13:00を除く
申請場所	各小学校区の子どもひろば施設 ※学校では受付しておりません。

*児童がいる時間帯はお待たせしてしまいますので、可能であれば下記時間帯にお越しください。

(平日)午前10時～12時 (土)午前10時～午後5時

(2) 利用登録申請に必要な書類について

ア 放課後子どもひろば利用登録申請書

(※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付)

* 持病・障がい等により、入所に当たって特別な配慮が必要な場合は、入所申請書の該当番号に○印をつけるか、内容を記入してください。

イ 児童健康調査票(*裏面の地図も作成をお願いします。地図コピーの貼付可)

* 必要に応じて、事前に聞き取りをお願いする場合があります。

ウ 個人情報(写真)の取り扱いについて

3 保険料のお支払いについて

保険料は、年間500円です。利用初日の前日までに保護者の方が直接お支払いください。その際にご自宅に届く「決定通知書」をご持参ください。保護者以外の方(利用されるお子様本人含む)からは受け取りかねますのでご了承ください。

各施設にて、保険料のお支払いと引き換えに「QRコード付き参加カード(以下、参加カード)」をお渡しします。お支払いは、ご利用の始期より前をお願いします。

PTA 等が管理している別の保険にお子様が入会しており、その保険範囲がアフタースクールの活動時間帯(来所又は帰宅途中の往復途上を含む)を網羅している場合は、保険料のお支払いが免除になる場合があります。希望する方は加入状況が分かる資料等を子どもひろばにご提出ください。

4 利用方法について

(1) ご利用時には必ず「参加カード」をお子様に持たせてください。また、参加予定確認のため「参加カード」には保護者による押印またはサインをお願いします。「参加カード」を持参しない、保護者の押印またはサインがない等の場合、ご利用いただけませんのでご注意下さい。

(2) アフタースクールへの来所時に、「参加カード」で受付します。QRコードを読み取ることで、ご登録いただいたハグノートアプリに入室時間を通知します

(3) アフタースクールでは、30分毎にアナウンスし、一斉帰宅を行います。入室時間と同様に、QRコードを読み取ることで退室時間を通知します。

(任意の時間に個別に帰宅することも可能です。その場合、アフタースクールでは時間の管理は行いません。)

(4) 学校休校日等については、お昼のお弁当を持参し食べることができます。(おやつを提供はありません。)

5 入退室管理システムについて

アフタースクールでは、ハグノートアプリにてお子様の入退室時間の管理を行います。

*ご提供いただきました情報については、システムの利用以外の目的では使用しません。

*システムは無料でご利用いただけますが、通信に係る費用は利用者のご負担となります



6 子どもの家臨時利用の申請について

台風による小学校の臨時休校時や土曜もしくは長期休暇中の警報発令時、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけません。ただし、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。(保護者の都合による臨時利用はできません。)

また、利用開始の10営業日(土日祝除く)前までに申請が必要となります。

ご利用をご希望の場合、各子どもひろばまでお問い合わせください。

(1) 臨時利用ができる条件…子どもの家利用資格を満たしていること

(2) 申請書類等…子どもの家入所申請書類(詳細は臨時利用の案内をご確認ください)

7 アフタースクール(子どもひろば利用時)での事故等への対応について

アフタースクール参加中や、来所または帰宅途中にお子様がかがをして病院へ行った場合は、「3 保険料のお支払いについて」のとおり加入する保険にて、保険金支給の対象となる場合がありますので、各施設にその旨を連絡してください。

なお、保険金は保険会社から口座振込により、保護者に支払われます。

8 「子どもひろば」の登録廃止手続きについて

利用登録後、申請された利用登録期間の終期より前に登録を廃止される場合は、「子どもひろば利用登録廃止届」のご提出が必要となります。廃止日の 1 週間前までに各施設へ提出ください。

- * 利用登録期間の終期まで利用される場合、提出の必要はありません。
- * 廃止日をさかのぼって提出することはできません。
- * 保険は掛け捨てのため、保険料の還付はありません。

9 その他

- (1) 住所・電話番号・家庭の状況等に変更があった場合、『利用登録児童住所等変更届』を子どもひろばへご提出ください。住所変更の場合は、「自宅から学校、子どもひろばまでの経路がわかる地図」も併せてご提出ください。

10 指定管理施設一覧

<2025 年 4 月 1 日時点(予定)>

対象小学校区	名称	所在地	連絡先
小坂小学校区	放課後かまくらっ子おさか	大船 2135	44-6070
腰越小学校区	放課後かまくらっ子こしごえ	腰越 5-2-10	31-0179
西鎌倉小学校区	放課後かまくらっ子にしかまくら	津 1069(小学校敷地内)	31-3010
深沢小学校区	放課後かまくらっ子ふかさわ	梶原 1-11-1	47-1418
山崎小学校区	放課後かまくらっ子やまさき	山崎 2456-1	43-0454
今泉小学校区	放課後かまくらっ子いまいずみ	今泉 2-13-1(小学校敷地内)	43-5270
関谷小学校区	放課後かまくらっ子せきや	関谷 468-1(小学校敷地内)	44-5462

11 問合せ先

各施設へのご連絡をおねがいします。

※小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

《指定管理者》シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 横浜営業所

〒231-0033 横浜市中区長者町5-85 三共横浜ビル9F

TEL:045-260-6581 FAX:045-253-2347

SHIDAX

未来の子供たちのために